

平成26年7月4日

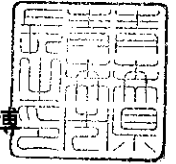
諮問書



青市下総第 78号
平成26年7月4日

青森市下水道使用料等審議会 会長 様

青森市長 鹿内 博



青森市下水道使用料等の改定について（諮問）

青森市下水道使用料等審議会条例第3条の規定により、次のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

本市下水道事業は、水洗化による生活環境の改善、陸奥湾や河川等の公共用水域の水質保全を目的とし、永年にわたる整備の結果、その人口普及率は平成24年度末時点において77.8%に達し、全国平均を上回っている状況にあります。

そのような中、平成17年の市町村合併時において、処理場を有する単独公共下水道の旧青森市と、岩木川流域下水道に接続する流域関連公共下水道の旧浪岡町のそれぞれの事業を同一事業会計にて運営することとし、その際、旧両市町における下水道事業の財政計画に基づく各下水道使用料等については当面維持することとし現在に至っております。（一市二制度）

また、旧青森市におきましては、右肩上がりの公共下水道普及率に概ね比例し定期的に見直しを行い段階的に引き上げて参りましたが、平成14年度の見直しを最後に、公債費の効率的な借換えを行うとともに、全国的な公共事業に対する補助事業の方向性に呼応し事業費用を抑制してきたことにより、概ね収支均衡が図られてきたことや、前述の合併時における一市二制度を取り決めたことなどから、現在まで使用料等の改定には及ばなかったものであります。

公共下水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできない社会資本であり、今後も引き続き普及地域の整備を進めつつ、増加傾向にある標準耐用年数を迎えた施設の老朽化対策に取り組み、適切な施設管理を図っていくことが私たちの責務と認識しております。

本市といたしましては、引き続き水洗化率の向上など下水道使用料等収入の増加に努める一方で、経費の適正化や市債残高の削減に努めるなど、一層の事業経営の効率化を図ることとしておりますが、今後増大することが推測される老朽化対策に要する経費や、更には人口減少に伴う利用者の動向は、将来的に厳しい経営見通しが予想さ

れ、安定した歳入の確保は、下水道事業経営にあつて重要な経営課題の一つとなっております。

青森市下水道使用料等審議会条例における「均衡ある発展」とは、下水道事業運営の健全化と下水道使用者である市民の公共の福祉の増進との均衡、異なる地域間での均衡、更には異なる世代間での均衡を図る意図があり、これらの視点に配慮された使用料の設定が必要であると認識しております。

以上のことから、下水道事業を着実に推進していくため、経営基盤の強化、下水道財政の健全化を図ることを目的に、汚水私費の負担の原則に立ち、下水道使用者の応分の御負担をお願いすべく、次のとおり下水道使用料等を改定しようとするものであり、諮問するものであります。

2 諮問内容

(1) 下水道使用料等の改定について

青森市下水道条例第23条第1項及び第24条、並びに青森市農業集落排水施設条例第14条第1項及び第15条の各規定に基づき徴収する下水道使用料等の改定について

- 一 改定の実施時期 平成27年4月1日
- 二 計画算定期間 平成27年度から平成29年度までの3カ年

【現行の下水道使用料】

1 旧青森市の区域の下水道使用料（第24条関係）

種別・用途区分		汚水の量	使用料	
水道水による水	一般用	基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
		従量使用料	～20 m ³	173.88 円/m ³
			～30 m ³	237.6 円/m ³
			～100 m ³	304.56 円/m ³
			100 m ³ 超	354.24 円/m ³
	公衆浴場用	基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
		従量使用料	10 m ³ 超	123.14 円/m ³
	公設プール用	基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
		従量使用料	10 m ³ 超	123.14 円/m ³
	水道水以外の水	一般用	基本使用料	～10 m ³
従量使用料			～20 m ³	95.04 円/m ³
			～30 m ³	131.76 円/m ³
			～100 m ³	167.4 円/m ³
			100 m ³ 超	195.48 円/m ³
公衆浴場用		基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
		従量使用料	10 m ³ 超	22.68 円/m ³
公設プール用		基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
		従量使用料	10 m ³ 超	22.68 円/m ³
温泉浴場用		基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
		従量使用料	～20 m ³	46.44 円/m ³
			～30 m ³	58.32 円/m ³
			～100 m ³	70.2 円/m ³
			100 m ³ 超	79.92 円/m ³

2 旧浪岡町の区域の下水道使用料（第24条関係）

種別・用途区分		汚水の量	使用料
一般用	基本使用料	～10 m ³	1,512 円
	従量使用料	～30 m ³	151.2 円/m ³
		～50 m ³	172.8 円/m ³
		～150 m ³	216 円/m ³
		150 m ³ 超	269.48 円/m ³
公衆浴場・水泳プール用	基本使用料	～10 m ³	1,512 円
	従量使用料	10 m ³ 超	21.6 円/m ³

【現行の農業集落排水処理施設使用料】

1 旧青森市の区域の農業集落排水処理施設使用料（第15条関係）

種別・用途区分		排水量	使用料
水道水による水	基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
	従量使用料	～20 m ³	173.88 円/m ³
		～30 m ³	237.6 円/m ³
		～100 m ³	304.56 円/m ³
		100 m ³ 超	354.24 円/m ³
水道水以外の水	基本使用料	～10 m ³	1,313.28 円
	従量使用料	～20 m ³	95.04 円/m ³
		～30 m ³	131.76 円/m ³
		～100 m ³	167.4 円/m ³
		100 m ³ 超	195.48 円/m ³

2 旧浪岡町の区域の農業集落排水処理施設使用料（第15条関係）

種別・用途区分		汚水の量	使用料
基本使用料		～10 m ³	1,512 円
従量使用料		～30 m ³	151.2 円/m ³
		～50 m ³	172.8 円/m ³
		～150 m ³	216 円/m ³
		150 m ³ 超	269.48 円/m ³